

## 若者を狙った悪質商法

産業課 内線268

春は卒業、入学、就職など新しいことが始まり心弾む季節です。でも、そんな夢や希望を膨らませた若者たちを狙い、食い物にしようとする悪質業者が世の中にあふれています。若者たちを狙う魔手のアレコレを紹介します。

### 悪質商法のアレコレ

【マルチ商法】ピラミッド式に組織を拡大

いかにも簡単に儲かりそうな話で販売組織に誘い込み契約させられて、残るのは借金と商品の山と壊れた友情ということになりかねません。

商品―健康食品、化粧品、浄水器、健康機器など

【アポイントメントセールス】電話で誘い出される

巧みな言葉づかいで呼び出し、長時間勧誘して高額な契約をさせる商法です。

商品―宝石、絵画など

【キャッチセールス】街で声をかけられる

街頭でアンケートなどと称して呼び止め、別な場所に連れ込んで

高額な商品やサービスの契約をさせる商法です。  
商品―化粧品、エステ、美顔器、宝石など



### 被害に遭わないためのポイント

- ・必要がなければ、「結構です」などあいまいな返事をしないできっぱりと断りましょう。
- ・「あなただけ特別」「必ず儲かる」などのうまい話は要注意です。
- ・「特典は今だけ」などと契約を急がせる時は、その場で決めず家族や友人に相談しましょう。
- ・「無料体験・無料サービス」タグより高いものはありません。
- ・「しまった」「騙された」と思ったら、市町の窓口や消費生活センターに相談しましょう。

### 消費生活に関する相談窓口

役場産業課商工観光係  
☎45・1111 内線268  
愛媛県消費生活センター  
☎089・925・3700

## 町営住宅入居者募集

建設課 内線241

### 対象住宅

空家住宅および新築住宅

### 申込資格

- ①現に同居し、または同居しようとする親族がある者。ただし、単身者の入居が可能な住宅を除く。
- ②その他特別の事情のある者（申込時に相談してください）
- ③条例に定める収入基準（左表）に該当する者

### 【収入基準】

種別	基準（所得月額）	基準額算定例
公営住宅	一般世帯 200,000円以下	$(\text{所得合計} - \text{控除額 (扶養・特扶養・寡婦・障害・老人)}) \times \text{該当人数} \div 12 \text{月}$
	高齢者、障害者等の世帯 268,000円以下	
特定公共賃貸住宅	200,000円を超え 601,000円以下	控除額 同居扶養 38万円 特定扶養 20万円 寡婦 27万円 障害 (1,2級) 40万円 老人 (70歳以上) 10万円

- ④市町村税（軽自動車税・町民税・固定資産税・国民健康保険税）を完納している者

- ⑤鬼北町内に在住する連帯保証人2人を確保できる者

- ⑥その他鬼北町営住宅管理条例に適合する者

### 提出書類

- ①鬼北町営住宅入居申込書
- ②住民票謄本 入居予定者全員のもの（続柄記載のもの）
- ③所得証明書 市町村長が発行する課税台帳記載事項証明書、源泉徴収票または所得証明書（平成18年度および19年度）

※世帯全員の収入がわかるもの：所得証明書なら世帯用

- ④納税証明書 市町村長が発行する平成19年度納税証明書または非課税証明書（軽自動車税・町民税・固定資産税・国民健康保険税）

⑤その他 必要に応じて関係資料の添付をお願いすることがあります。

### 申込期間

2月18日(月)～3月14日(金)

### 申込先

建設課都市計画・管理係（募集要項・申込書は日吉支所にも備え